

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和8年5月8日から同年9月8日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下松市地域振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年5月8日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ミスターマックス末武店・マックスバリュ末武店
所在地 下松市大字末武上1670の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ミスターマックス・ホールディングス	福岡市東区松田一丁目5番7号	平野 能章
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項		変 更 前	変 更 後
開店時刻及び閉店時刻	株式会社	午前9時から	午前8時から
	ミスターマックス	午後9時まで	午後9時まで
	株式会社フジ	24時間営業	24時間営業

4 届出年月日

令和8年4月22日

5 変更年月日

令和8年5月1日